

## Q&A

### 神戸市社会福祉施設等ICT化推進事業について

Q 1. 令和5年4月1日から令和5年12月31日までに購入等したソフトウェアやハードウェアが補助対象になるが、交付決定を受ける前に購入したものを含めるのか。

- ・令和5年4月1日以降の購入品であれば、既に購入済みのものも補助対象です。ただし、交付要綱に基づき交付決定もしくは不交付決定を公平に判断しますので、必ずしも交付決定がなされるわけではありません。

Q 2. 他の補助事業（例：兵庫県の「在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業」）を申請しているが、本制度も申請してもいいのか。

- ・同じ機器に対して、他の補助制度との重複申請はできませんので、ご注意ください。

Q 3. ハードウェアをリースする場合は対象外になるのか。

- ・本制度の主旨に沿っているならば、リースの場合でも対象としています。ただし、補助金は、令和5年4月1日から令和5年12月31日の期間のリース代のみが対象です。

Q 4. どんなものが補助対象になるのか。

- ・本制度の補助対象とは、下記のことを想定しています。
- 情報（データ）の記録作成やその情報を閲覧（職員全体で共有）する ICT 機器  
：紙での記録 ⇒ データ入力・共有を行えるようにするためのパソコン 等
- 音声などにより、施設や事業所内でリアルタイムに相互の情報共有を可能とする ICT 機器（オンライン会議の利用は対象外）  
：インカム 等
- 上記機器を使用するために付随する経費 等  
：Wi-Fi やソフトウェア資産 等

Q&A

神戸市社会福祉施設等ICT化推進事業について

Q 5. 今年度本制度の補助金の支給を受けたが、同じ施設で来年度も申請をすることが可能なのか。

- ・原則、申請は1施設1回のみです。

Q 6. 共同生活援助としての指定は1つで受けており事業者番号も1つであるが、住居は3か所に分かれている。この場合の事業者数の数え方はどうなるか。

- ・1事業者としてカウントします。

Q 7. wifi の調子が悪いため、wifi ルーター等の中継器のみを購入したい。対象になるか。

- ・情報（データ）の記録作成やその情報を閲覧（職員全体で共有）する機器や音声などにより、相互の情報共有を可能とする電子機器を使用するために必要な場合は、対象です。

Q 8. 月額サービス利用料については、R5. 3. 31 までに契約していたものも利用期間が R5. 4. 1～R5. 12. 31 であれば補助対象となるか。

- ・補助対象以前の期間の契約・購入となるので、補助対象外。